



栃木県公報

令和3(2021)年
3月26日(金)
号 外
第 11 号

目 次

公安委員会

- 交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部改正…………… 1
- 栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部改正…………… 4
- 栃木県警察本部組織規則の一部改正…………… 4

公安委員会

栃木県公安委員会規則第一号

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十六日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則（平成五年栃木県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第二条関係） 一 交番				別表（第二条関係） 一 交番			
管轄 署名	名 称	位 置	所 管 区	管轄 署名	名 称	位 置	所 管 区
略				略			
足利駅前 交番	足利市 伊勢町一丁目		足利市のうち 井草町、大門通、昌平町、永楽町、旭町、丸山町、大町、伊勢町、伊勢町一丁目、伊勢町二丁目、伊勢町三丁目、伊勢町四丁目、伊勢南町、相生町、助戸一丁目、助戸二丁目、助戸三丁目、助戸仲町、助戸東山町、助戸大橋町、久松町、芳町、花園町、弥生町、真砂町、常盤町、千歳町、錦町、猿田町、寿町、	足利駅前 交番	足利市 伊勢町一丁目		足利市のうち通一丁目、通二丁目、井草町、大門通、昌平町、永楽町、旭町、丸山町、大町、伊勢町、伊勢町一丁目、伊勢町二丁目、伊勢町三丁目、伊勢町四丁目、伊勢南町、相生町、助戸大橋町、 、助戸大橋町、 、常盤町、千歳町、錦町、猿田町、寿町、

足利警察署

常見町 交番	足利市 常見町 二丁目	足利市のうち 川崎町、大久保町、八柄町、鶴木町、常見町、常見町一丁目、常見町二丁目、	東武駅 前交番	足利市 田中町	足利市のうち南町、八幡町の一部、八幡町一丁目、八幡町二丁目の一部、借宿町、借宿町一丁目、中川町、朝倉町、朝倉町二丁目、朝倉町三丁目、田中町	利保町 交番	足利市 利保町 三丁目	足利市のうち有楽町、元学町、東砂原後町、西砂原後町、田所町、大橋町一丁目、大橋町二丁目、助戸新山町、新山町、富士見町、未広町、菅田町、菅田町一丁目、利保町、利保町一丁目、利保町二丁目、利保町三丁目、江川町、江川町一丁目、江川町二丁目、江川町三丁目、江川町四丁目、月谷町、田島町、田島町一丁目、樺崎町、大月町、赤松台一丁目、赤松台二丁目	織姫交番	足利市 通四丁目	宮北町、若草町、岩井町 足利市のうち通一丁目、通二丁目、通三丁目、通四丁目、通五丁目、通六丁目、通七丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、西宮町、巴町、雪輪町、家富町、本城一丁目、本城二丁目、本城三丁目、柳原町、大正町、今福町、五十部町、大岩町
-----------	-------------------	---	------------	------------	---	-----------	-------------------	---	------	-------------	---

足利警察署

常見町 交番	足利市 常見町 二丁目	足利市のうち助戸一丁目、助戸二丁目、助戸三丁目、助戸仲町、助戸東山町、久松町、芳町、花園町、弥生町、真砂町、川崎町、大久保町、八柄町、鶴木町、常見町、常見町一丁目、常見町二丁目、	東武駅 前交番	足利市 田中町	足利市のうち南町、八幡町の一部、八幡町一丁目、八幡町二丁目の一部、朝倉町、朝倉町二丁目、朝倉町三丁目、田中町	有楽町 交番	足利市 有楽町	足利市のうち本城一丁目、本城二丁目、本城三丁目、大正町、有楽町、元学町、東砂原後町、西砂原後町、田所町、大橋町一丁目、大橋町二丁目、助戸新山町、新山町、富士見町、未広町	織姫交番	足利市 通四丁目	宮北町、若草町、岩井町 足利市のうち通三丁目、通四丁目、通五丁目、通六丁目、通七丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、西宮町、巴町、雪輪町、家富町、柳原町、今福町
-----------	-------------------	---	------------	------------	--	-----------	------------	--	------	-------------	--

署 察 警 利 足			
管 轄 署 名	名 称	位 置	所 管 区
略	山 边 警 察 官 駐 在 所	略	略
	毛 野 警 察 官 駐 在 所	略	略
略			
二 警 察 官 駐 在 所			
鹿 島 町 交 番	足 利 市 鹿 島 町	足 利 市 の うち 大 前 町、 山 下 町、 鹿 島 町	足 利 市 の うち 堀 込 町、 藤 本 町、 新 宿 町、 里 矢 場 町、 荒 金 町、 南 大 町、 福 居 町、 島 田 町、 上 渋 垂 町、 百 頭 町、 問 屋 町、 梁 田 町、 下 渋 垂 町、 福 富 町、 福 富 新 町
堀 込 町 交 番	足 利 市 堀 込 町	常 見 町 三 丁 目、 山 川 町	常 見 町 三 丁 目、 山 川 町、 大 月 町 の 一 部
略			
署 察 警 利 足			
管 轄 署 名	名 称	位 置	所 管 区
略	利 保 警 察 官 駐 在 所	足 利 市 利 保 町 三 丁 目	足 利 市 の うち 利 保 町 一 丁 目 の 一 部、 利 保 町 二 丁 目 の 一 部、 利 保 町 三 丁 目 の 一 部、 江 川 町、 江 川 町 一 丁 目、 江 川 町 二 丁 目、 江 川 町 三 丁 目、 江 川 町 四 丁 目、 月 谷 町、 田 島 町、 田 島 町 一 丁 目、 赤 松 台 一 丁 目、 赤 松 台 二 丁 目
	大 月 警 察 官 駐 在 所	足 利 市	足 利 市 の うち 菅 田 町、 菅 田 町 一 丁 目、 利 保 町、 利 保 町 一 丁 目 の 一 部、 利 保 町 二 丁 目 の 一
略	山 边 警 察 官 駐 在 所	略	略
	借 宿 警 察 官 駐 在 所	足 利 市 借 宿 町 一 丁 目	足 利 市 の うち 借 宿 町、 借 宿 町 一 丁 目、 中 川 町
略			
二 警 察 官 駐 在 所			
鹿 島 町 交 番	足 利 市 鹿 島 町	足 利 市 の うち 五 十 部 町、 大 岩 町、 大 前 町、 山 下 町、 鹿 島 町	足 利 市 の うち 堀 込 町、 藤 本 町、 新 宿 町、 里 矢 場 町、 荒 金 町、 南 大 町、 福 居 町、 島 田 町、 上 渋 垂 町、 百 頭 町、 問 屋 町、 福 富 町、 福 富 新 町
堀 込 町 交 番	足 利 市 堀 込 町	常 見 町 三 丁 目、 山 川 町	常 見 町 三 丁 目、 山 川 町、 大 月 町 の 一 部
略			

略	略	略	略
	久保田町警察官駐在所	足利市久保田町	足利市のうち久保田町、瑞穂野町、野田
	略	略	略
三 略			
略	略	略	略
	久保田町警察官駐在所	足利市久保田町	足利市のうち久保田町、瑞穂野町、野田、梁田町、下渋垂町
	略	略	略
三 略			
駐在所 大月町 部、利保町三丁目の一部、榑崎町、大月町の部			

附 則

この規則は、令和三年三月三十日から施行する。

栃木県公安委員会規則第二号

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和三年三月二十六日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（昭和三十四年栃木県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

警 察 職 員 定 員 表

階級等	警 察 官						警察官以外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡查部長	巡 査	計		
本部 警察署								
警 察 本 部	72	136	499	361	145	1,213	316	1,529
警 察 署	46	113	474	646	937	2,216	148	2,364
合 計	118	249	973	1,007	1,082	3,429	464	3,893

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第三号

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和三年三月二十六日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部組織規則（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警務課)</p> <p>第四条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 八 略</p> <p><u>九 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。</u></p> <p>十 十四 略</p>	<p>(警務課)</p> <p>第四条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 八 略</p> <p>九 十三 略</p>
<p>(情報管理課)</p> <p>第九条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 五 略</p>	<p>(情報管理課)</p> <p>第九条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 三 略</p> <p><u>四 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。</u></p> <p>五 六 略</p>
<p>(生活安全企画課)</p> <p>第十六条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 略</p>	<p>(生活安全企画課)</p> <p>第十六条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 三 略</p> <p><u>四 酔酩者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。</u></p> <p>五 略</p>
<p>(人身安全少年課)</p> <p>第十七条 人身安全少年課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 二 略</p> <p><u>三 酔酩者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。</u></p> <p>四 十三 略</p>	<p>(人身安全少年課)</p> <p>第十七条 人身安全少年課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 二 略</p> <p>三 十二 略</p>

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。